



# 宮 崎 県 公 報

平成25年10月24日 (木曜日) 第 2534 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明  
について…………… (自然環境課) 1
- ふ化業者の登録…………… (畜産振興課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の廃止…………… (砂防課) 2
- 指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務  
所の名称及び所在地の変更について…………… (建築住宅課) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市  
町村の意見 (2 件) …………… (商工政策課) 3
- 地区及び簿冊の認証 (2 件) …………… (農村計画課) 4
- 落札者等の公告 (3 件) …………… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 624号

保安林の指定施業要件を変更する件 (平成25年農林水産省告示第1751号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する延岡市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
延岡市役所

粟野名門中惣代 福原善兵衛、伊東音治、伊東吉五郎、伊東三郎、伊東長作、伊東道治、伊東和平、伊福嘉平、伊福源藏、伊福美好、稲上倉藏、臼井ユキ、永野清次郎、横山又市、加藤妙三郎、夏田栄作、夏田嘉四郎、夏田幾治、夏田金作、夏田秀男、夏田進、夏田政男、夏田正義、夏田清、夏田清佐、夏田善作、夏田多作、夏田代四郎、夏田武平、夏田芳太郎、夏田昶、外山安治、梶本松敏、岩佐岩治、岩佐喜一郎、岩佐林治、岩田静雄、岩田福三郎、菊池アヤ子、菊池昶、吉高清藏、吉崎嘉平、吉田幸一、吉田盛衛、吉田萬次郎、吉本啓治、吉本荒四郎、吉本傳吉、久澄勘治、久澄鹿治、久澄豊四郎、宮原秋藏、宮川伊右エ門、宮川伊右衛門、宮川宇三郎、宮川嘉平、宮川寅吉、宮川日吉、宮川平作、宮川林治、金子安藏、金子夏三郎、金子喜平治、金子糸吉、金子若三郎、金子徳治、向井貢、工藤介治、工藤亀夫、工藤亀雄、工藤熊治、工藤春義、工藤多吉、工藤寅治、工藤平次郎、工藤与三郎、工藤静雄、広瀬エン、広瀬滝治、甲斐エツ、甲斐シゲ子、甲斐トシ子、甲斐ヨネ、甲斐リキ、甲斐伊太郎、甲斐栄、甲斐園藏、甲斐音吉、甲斐音三郎、甲斐音七、甲斐嘉助、甲斐夏四郎、甲斐馨、甲斐喜久治、甲斐喜三郎、甲斐菊一、甲斐菊右衛門、甲斐吉治、甲斐久作、甲斐金三、甲斐熊吉、甲斐元治、甲斐源右衛門、甲斐幸三郎、甲斐今朝右衛門、甲斐今朝五郎、甲斐治三郎、甲斐鹿治、甲斐若治、甲斐重右エ門、甲斐升松、甲斐松治、甲斐丈吉、甲斐丈雄、甲斐信親、甲斐新三郎、甲斐新助、甲斐新藏、甲斐甚作、甲斐甚四郎、甲斐正、甲斐浅市、甲斐倉之助、甲斐多吉、甲斐瀧三、

甲斐瀧治、甲斐地藏右衛門、甲斐島藏、甲斐藤右衛門、甲斐藤作、甲斐藤次郎、甲斐徳三郎、甲斐寅吉、甲斐二右衛門、甲斐日吉、甲斐梅吉、甲斐富三郎、甲斐武三郎、甲斐宝三郎、甲斐又十郎、甲斐末吉、甲斐万治、甲斐弥七、甲斐弥太郎、甲斐弥兵衛、甲斐勇夫、甲斐留吉、甲斐林三、甲斐林治、甲斐禮治、荒木マツ、荒木伊作、高橋儀次郎、高橋新三郎、高橋梅治、高橋宝三郎、高田靖宏、黒田榮次郎、黒田喜平、黒田小三郎、黒田新三郎、黒田善四郎、黒田富治、黒田房三郎、黒田留吉、黒木熊四郎、黒木若治、黒木新六、黒木植四郎、今村浅吉、佐藤サワ、佐藤シマ、佐藤ナツ、佐藤栄三郎、佐藤喜四郎、佐藤喜市、佐藤菊治、佐藤吉治、佐藤久米吉、佐藤熊吉、佐藤熊四郎、佐藤賢二、佐藤元吉、佐藤三治、佐藤若三郎、佐藤秋三郎、佐藤十太郎、佐藤助四郎、佐藤常太郎、佐藤新作、佐藤浅吉、佐藤浅治、佐藤長次郎、佐藤直治、佐藤定七、佐藤藤吉、佐藤福治、佐藤福政、佐藤文太郎、佐藤平四郎、佐藤米幸、佐藤芳松、佐藤牧太郎、佐藤有克、佐藤彌四郎、坂本吉治、三浦幸平、山口喜久雄、児玉嘉次郎、児玉憲、児玉秋治、児玉勝三郎、児玉勝治、児玉知恵藏、児玉友藏、児玉眞市、児崎吉治、児崎雛治、児島三治、寺田菊治、寺田作次郎、寺田三藏、寺田市次郎、寺田志津弥、寺田清助、寺田辰藏、寺田直八、寺田島治、寺田權七、寺田與次、酒井高治、酒井音四郎、酒井嘉平、酒井角藏、酒井喜多治、酒井喜太治、酒井喜平、酒井輝彌、酒井菊四郎、酒井九八、酒井兼吉、酒井吾市、酒井孝明、酒井幸市、酒井今朝三郎、酒井佐栄藏、酒井佐次郎、酒井佐恵藏、酒井市松、酒井七藏、酒井秀吉、酒井秀盛、酒井松栄、酒井深、酒井浅吉、酒井多作、酒井津与吉、酒井道助、酒井二郎、酒井半四郎、酒井福、酒井文之助、酒井兵作、酒井末吉、酒井茂、酒井茂四郎、酒井禮太郎、緒方主馬松、小田シン、小田重太郎、小田春吉、小田長松、小椋亀夫、小椋兼吉、小椋庄三郎、小椋庄助、小椋清、小椋定次郎、小椋藤作、小椋畷五郎、小林等、松井寅吉、松井宝作、松井万作、松井利惣治、松田ユキノ、松田伊三吉、松田伊助、松田伊勢松、松田伊藤三郎、松田夏治、松田勘次郎、松田吉之丞、松田久米吉、松田薫、松田幸吉、松田今朝治、松田今朝松、松田今朝藏、松田治助、松田治平、松田実、松田重四郎、松田春三郎、松田春治、松田初義、松田初治、松田勝之助、松田信四郎、松田信次郎、松田清、松田雪四郎、松田太郎、松田竹三郎、松田忠士、松田藤吉、松田藤作、

松田徳之助、松田敏雄、松田富栄、松田武平、松田米吉、松田豊四郎、松田末松、松田万作、松田民三郎、松田茂三郎、松田茂平、松田利助、松田利夫、松田利兵治、松田留治、松田林吉、松田傳治、松本円藏、松本喜平、新名潤一、森竹勇夫、深見伊勢松、深見亀吉、深田愛吉、深田嘉四郎、深田角藏、深田菊治、深田吉藏、深田駒治、深田熊四郎、深田熊次郎、深田源三郎、深田光徳、深田増藏、深田弥吉、深田勇、真田喜太郎、杉山栄、西田金之助、西田兼作、西田勇、齊藤マツエ、齊藤吉松、齊藤昌雄、齊藤多七、齊藤直治、齊藤半治、齊藤力三、齊藤力藏、齊藤榮之助、石原マサ、石淵ツネ、石淵音治、石淵清六、石淵多四郎、石淵福松、石淵福美、川原国弘、染矢伊三郎、染矢常助、染矢文三郎、染矢弥寿治、前田ヤエ、前田卯三郎、前田嘉那治、前田喜代治、前田松治、前田茂平、早瀬伊三郎、早瀬静馬、早瀬平八郎、草野宇三郎、増田亀吉、増田義行、増田七郎、増田政夫、増田徳三郎、増田波三郎、増田百千代、増田茂三郎、増田浪三郎、太田直吉、太田モミ子、太田一夫、太田演治、太田菊太郎、太田吉藏、太田熊四郎、太田元三郎、太田光、太田光男、太田秀治、太田清、太田惣市、太田鉄治、太田梅治、太田敏夫、太田平吉、太田万作、太田民三郎、太田茂四郎、太田弥三郎、太田力治、太田浪三郎、太田浪四郎、太田彌三郎、大崎輝夫、大崎寿、大崎泰、大神宇三郎、大神鎮藏、大石登代吉、竹村作治、中村銀治、中島角治、中島喜藤治、中島熊治、中島熊太郎、長岡今朝助、長瀬義夫、長友広義、長友静馬、鶴羽庄作、鶴羽藤吉、鶴羽國四郎、田口福治、田口福松、田上市三郎、田中政則、田中正男、田中明文、田野菊治、田野秀治、渡部島藏、渡部弥作、渡部コメ、渡部稲三、渡部嘉太郎、渡部勘治、渡部関芳、渡部喜次郎、渡部喜平、渡部玉男、渡部元治、渡部源次郎、渡部種松、渡部宗四郎、渡部秋三郎、渡部初治、渡部昌子、渡部昭一、渡部進、渡部清吉、渡部善作、渡部孫吉、渡部辰治、渡部竹三、渡部鶴雄、渡部定七、渡部徳之助、渡部武四郎、渡部樹一、渡部茂四郎、渡部彌右衛門、渡部彌四郎、渡辺イソ、渡辺宇右衛門、渡辺熊吉、渡辺熊太郎、渡辺源三郎、渡辺寅右衛門、渡辺良平、土井嘉三郎、土井久米三郎、土持義雄、土持勝之助、土持寅吉、土持梅吉、土肥源太郎、土肥庄太郎、土肥清三郎、土肥併治、東洋紡不動産株式会社、湯浅安治、湯浅文治、湯浅要之助、藤波金太郎、藤波銀藏、藤波小三治、藤波伊藤治、藤波才五郎、藤波福治、藤波弥三郎、藤波留吉、徳田利三郎、内田種吉、内田勝三郎、日高巖、日高大雲、日高利佐吉、梅岡吉市、尾崎又七、尾谷光治、尾畑栄三郎、尾畑菊夫、美浦幸平、富久木友行、平田仙市、平田浅吉、平田浅治、平田藤重、平田弥作、平田彌作、平野伊助、平野伊勢松、平野嘉四郎、平野岩夫、平野慶治、平野光治、平野今朝吉、平野佐恵吉、平野勝治、平野善藏、平野多四郎、平野藤吉、平野寅治、平野繁治、平野末光、平野弥四郎、平野傳治、北林音吉、北林強、北林三喜彌、北林善平、北林宝十、北林茂作、毛利ミサ子、毛利清兵衛、毛利藤四郎、矢野イシ、矢野ジュン、矢野条三郎、矢野実三郎、矢野種次郎、矢野進、矢野政之助、矢野千松、矢野代四郎、柳沢与作、柳田スエ、柳田軍次郎、柳田虎之助、柳田佐市、柳田三蔵、柳田政通、柳田寅吉、柳澤與作、林田嘉吉、林田五郎市、林田新藏、林田勇吉、林田傳吉、和田ミサ、和田幸次郎、和田鹿治、和田峯吉、和田弥吉、和田要助、廣瀬二知治、眞田サイ、眞田光治、眞田千代吉、眞田富

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1751号によること。

宮崎県告示第 625号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	登録年月日	登録業者		ふ化場	
		名称	住所	名称	住所
宮崎25-2号	平成25年10月10日	株式会社 児湯食鳥	児湯郡川南町大字川南216番地1	株式会社 児湯食鳥	西都市大字清水1380番地
				株式会社 児湯食鳥	日南市北郷町北河内字昼野4353番地

宮崎県告示第 626号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 丹仙地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱13号を市道大門線官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	延岡市北川町長井字大門1347-1
2	” ” ” ” 1347-1
3	” ” ” ” 1341-4
4	” ” ” ” 1341-4
5	” ” ” ” 1341-4
6	” ” ” ” 1341-4
7	” ” ” ” 1341-4
8	” ” ” ” 1341-2
9	” ” ” ” 1341-5
10	” ” ” ” 1341-5
11	” ” ” ” 1341-5
12	” ” ” ” 1341-13地先道路敷
13	” ” ” ” 1342地先道路敷

宮崎県告示第 627号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、昭和50年宮崎県告示第1163号で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域の指定は、廃止する。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

丹仙地区

東臼杵郡北川町大字長井字家田1341の1、1341の2、1341の3及び1341の4

#### 宮崎県告示第628号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 届出者の名称

株式会社建築構造センター

#### 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社建築構造センター 本社	東京都新宿区新宿2丁目1番2号 白鳥ビル2階
株式会社建築構造センター 東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階
株式会社建築構造センター 福島事務所	福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
株式会社建築構造センター 埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階
株式会社建築構造センター 神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階
株式会社建築構造センター 愛知事務所	愛知県名古屋市中区錦1丁目17番13号 名興中駒ビル9階
株式会社建築構造センター 山陰事務所	島根県松江市中原町6番地
株式会社建築構造センター 岡山事務所	岡山県岡山市北区丸の内2丁目12-20 内山下ビル303号室
株式会社建築構造センター 広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室
株式会社建築構造センター 愛媛事務所	愛媛県松山市三番町7丁目13番地13 ミツネビルディング601号室

株式会社建築構造センター 佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室
株式会社建築構造センター 長崎事務所	長崎県長崎市万才町6番33号 高木ビル501号
株式会社建築構造センター 宮崎事務所	宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階
株式会社建築構造センター 南九州事務所	鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号 鹿児島第2ビル3階B室
株式会社建築構造センター 沖縄事務所	沖縄県浦添市字城間3019番地 座波建設ビル308号室

#### 3 変更しようとする年月日

平成25年10月25日

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール都城駅前

都城市栄町4672番地 外34筆

#### 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成25年6月4日

#### 3 意見の概要

意見なし

#### 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

##### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

##### (2) 期間

平成25年10月24日から平成25年11月25日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール都城駅前

都城市栄町4672番地 外34筆

#### 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 2 項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更  
平成25年 6 月 4 日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年10月24日から平成25年11月25日まで

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

日南市

2 地籍調査を行った期間

平成22年 5 月 1 日から平成25年 2 月19日

3 地籍調査を行った地域

日南市大字平山・風田の各一部

4 認証年月日

平成25年10月15日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

北諸県郡三股町

2 地籍調査を行った期間

平成22年11月 1 日から平成25年 3 月13日

3 地籍調査を行った地域

北諸県郡三股町大字樺山の一部・新馬場・今市・中原の全部

4 認証年月日

平成25年10月15日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

宮崎港曳船作業業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎市港 1 丁目18番地

3 落札者を決定した日

平成25年 9 月20日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ベイフロントハッコー 宮崎市港 1 丁目16番地

5 落札金額

234,360,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成25年 8 月 5 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る調達件名の名称及び数量

I C 運転免許証追記端末装置一式の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号

3 落札者を決定した日

平成25年10月15日

4 落札者の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社九州支店

支店長 大室 賢二

福岡市博多区御供所町 1 番 1 号

5 落札金額

94,200,000円（税抜）

6 一般競争入札の公告を行った日

平成25年 9 月 2 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る調達件名の名称及び数量

運転免許台帳ファイリングシステム一式の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号

3 落札者を決定した日

平成25年10月15日

4 落札者の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社九州支店

支店長 大室 賢二

福岡市博多区御供所町 1 番 1 号

5 落札金額

46,560,000円（税抜）

6 一般競争入札の公告を行った日

平成25年 9 月 2 日